

細目告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）新旧対照表（歩行者保護部分）

改 正 案	現 行
<p>（破壊試験）【歩行者】</p> <p>第4条 保安基準第1条の3ただし書きの規定に基づき、保安基準第15条第2項及び第18条第2項から第4項までに規定する技術基準を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難であると国土交通大臣が認める装置は、次の各号に掲げる装置とする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（破壊試験）</p> <p>第4条 保安基準第1条の3ただし書きの規定に基づき、保安基準第15条第2項並びに第18条第2項及び第3項に規定する技術基準を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難であると国土交通大臣が認める装置は、次の各号に掲げる装置とする。</p> <p>一・二 （略）</p>
<p>（安定性）【第一節：側車】</p> <p>第8条 自動車の安定性に関し、保安基準第5条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 側車付二輪自動車にあっては、空車状態及び積載状態おける側車の車輪（駆動輪を除く。）の接地部にかかる荷重が、それぞれ車両重量及び車両総重量の35%以下であること。</p> <p>四～六 （略）</p>	<p>（安定性）</p> <p>第8条 自動車の安定性に関し、保安基準第5条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 側車付二輪自動車にあっては、空車状態及び積載状態おける側車の車輪の接地部にかかる荷重が、それぞれ車両重量及び車両総重量の35%以下であること。</p> <p>四～六 （略）</p>
<p>（制動装置）【第一節：側車】</p> <p>第15条</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 二輪自動車及び側車付二輪自動車（最高速度25km/h以下の自動車及び第6項の自動車を除く。）には、別添13「二輪車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。ただし、第2条第4号口の側車付二輪自動車であって、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにおいては、この限りでない。この場合において、第2項第2号の後段の規定を準用する。</p> <p>三 （略）</p> <p>5～7 （略）</p>	<p>（制動装置）</p> <p>第15条</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 二輪自動車及び側車付二輪自動車（最高速度25km/h以下の自動車及び第6項の自動車を除く。）には、別添13「二輪車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。この場合において、第2項第2号の後段の規定を準用する。</p> <p>三 （略）</p> <p>5～7 （略）</p>
<p>（車枠及び車体）【第一節：歩行者】</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2～9 （略）</p> <p>10 車枠及び車体の歩行者の頭部の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p>	<p>（車枠及び車体）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2～9 （略）</p>

- 一 ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあっては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの。）の表面に鋭い突起を有していないこと
 - 二 別添99「歩行者頭部保護の技術基準」に適合すること
- 11・12（略）

- （安定性）【第2節：側車】
- 第86条 自動車の安定性に関し、保安基準第5条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一～二（略）
 - 三 側車付二輪自動車にあっては、空車状態及び積載状態おける側車の車輪（駆動輪を除く。）の接地部にかかる荷重が、それぞれ車両重量及び車両総重量の35%以下であること。
 - 四～六（略）

- （制動装置）【第2節：側車】
- 第93条
- 1～3（略）
 - 4 二輪自動車及び側車付二輪自動車（最高速度25km/h以下の自動車及び第6項の自動車を除く。）には、別添13「二輪車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する制動装置を備えなければならない。
 - 一～二（略）
 - 三 主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。ただし、第2条第4号口の側車付二輪自動車であって、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあっては、この限りでない。この場合において、第2項第4号の後段の規定を準用する。
 - 四・五（略）
 - 5～7（略）

- （車枠及び車体）【第2節：歩行者】
- 第100条（略）
- 2～7（略）
 - 8（略）
 - 一（略）
 - 二 別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出があるもの
 - 9～11（略）
 - 12 車枠及び車体の歩行者の頭部の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準（第161条第2項第3号の規定により、第2節の規定を適用することとされる車枠及び車体）にあっては、第1号に掲げる基準。

10・11（略）

- （安定性）
- 第86条 自動車の安定性に関し、保安基準第5条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一～二（略）
 - 三 側車付二輪自動車にあっては、空車状態及び積載状態おける側車の車輪の接地部にかかる荷重が、それぞれ車両重量及び車両総重量の35%以下であること。
 - 四～六（略）

- （制動装置）
- 第93条
- 1～3（略）
 - 4 二輪自動車及び側車付二輪自動車（最高速度25km/h以下の自動車及び第6項の自動車を除く。）には、別添13「二輪車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する制動装置を備えなければならない。
 - 一～二（略）
 - 三 主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。この場合において、第2項第4号の後段の規定を準用する。
 - 四・五（略）
 - 5～7（略）

- （車枠及び車体）
- 第100条（略）
- 2～7（略）
 - 8（略）
 - 一（略）
 - 二 保安基準への適合性を証する書面の提示があるもの
 - 9～11（略）

)とする。

一 ボンネット(ボンネットを有さない自動車にあっては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの。)の表面に鋭い突起を有していないこと

二 別添99「歩行者頭部保護の技術基準」に適合すること。この場合において、次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、この基準に適合するものとする。

イ ボンネット(ボンネットを有さない自動車にあっては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの。)の材質及び構造が指定自動車等と同一の車枠及び車体であって、かつ、歩行者の頭部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないもの

ロ 別添99「歩行者頭部保護の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出があるもの

13 保安基準第1条の3ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置であって、次の各号に掲げるものは、保安基準第18条第4項の基準に適合するものとする。

一 ボンネット(ボンネットを有さない自動車にあっては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの。)の表面に鋭い突起を有していないこと

二 欧州連合指令 2003/102/ECへの適合性を証する書面の提出があるもの

14・15 (略)

12・13 (略)

(安定性)【第3節：側車】

第164条 自動車の安定性に関し、保安基準第5条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～二 (略)

三 側車付二輪自動車にあっては、空車状態及び積載状態おける側車の車輪(駆動輪を除く。)の接地部にかかる荷重が、それぞれ車両重量及び車両総重量の35%以下であること。

四～六 (略)

(安定性)

第164条 自動車の安定性に関し、保安基準第5条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～二 (略)

三 側車付二輪自動車にあっては、空車状態及び積載状態おける側車の車輪の接地部にかかる荷重が、それぞれ車両重量及び車両総重量の35%以下であること。

四～六 (略)

(制動装置)【第3節：側車】

第171条

1～3 (略)

4 二輪自動車及び側車付二輪自動車(最高速度25km/h以下の自動車及び第6項の自動車を除く。)には、次に掲げる基準に適合する制動装置を備えなければならない。

一～二 (略)

三 主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。ただし、第2条第4号口の側車付二輪自動車であって、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあっては、この限りでない。この場合において、第2項第4号の後段の規定を準用する。

四・五 (略)

5～8 (略)

(制動装置)

第171条

1～3 (略)

4 二輪自動車及び側車付二輪自動車(最高速度25km/h以下の自動車及び第6項の自動車を除く。)には、次に掲げる基準に適合する制動装置を備えなければならない。

一～二 (略)

三 主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。この場合において、第2項第4号の後段の規定を準用する。

四・五 (略)

5～8 (略)

(車枠及び車体)【第三節】

第178条 (略)

2～9 (略)

10 車枠及び車体の歩行者の頭部の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第4項の告示で定める基準は、車枠及び車体が、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造であることとする。この場合において、ボンネット(ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの。)の表面に鋭い突起を有しない車枠及び車体は、この基準に適合するものとする。

11・12 (略)

別添99 歩行者頭部保護の技術基準 (別添)

(車枠及び車体)

第178条 (略)

2～9 (略)

10・11 (略)